平成２７年（フ）第１１０号
青森市浜館３丁目６番地３
債務者　木村　聖弥
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
青森県弘前市大字新町205番地　ウエストパーク101号
債務者　猪股　紀子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第８２号
青森県弘前市大字稔町６番地８
債務者　川田　大輔
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第３３２号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1083番地３第２松本ハイツ102号
債務者　江本　美和（旧姓久吉）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７９号
北九州市小倉南区舞ケ丘２丁目16番３号
債務者　岡本　秀彦
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３２６号
北九州市八幡西区松寿山１丁目14番４号
債務者　吉尾　　忠
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３７号
北九州市小倉南区南方１丁目１番16号
債務者　溝口　英子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３１３号
熊本市東区新生１丁目21番７号　パインハイツＢ―202号
債務者　白間　道広
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６１号
山口県周南市慶万町10番Ｂ―106号
債務者　荒木　國人
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４５７号
東京都あきる野市野辺1040番地１ヒルサイド野辺Ｅ棟
債務者　長井　靖夫
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３２９号
北九州市門司区上藤松２丁目２番７号
債務者　椛山　優太
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午前10時40分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３号
長野県佐久市原95番地７　ハイツはら１―１
債務者　山岸　政子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第３０４号
静岡市葵区上土１丁目８番16―201号
債務者　綾部　美江
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１６号
静岡市葵区春日２丁目１番35号　ハルディン春日206号
債務者　平澤　雅代
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９２号
東京都昭島市松原町５丁目９番７―203号
債務者　松尾　真弓（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５５０号
東京都八王子市片倉町456番地15岡本ハイツ206号
債務者　井上田鶴子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部